

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第六号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のとおり改正する。

第四条高校の特色づくり推進課の項第二号及び第三号中「県立高等学校」を「県立中学校及び県立高等学校」に改め、同項第十二号中「（前期）」を「（奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）第三条に規定する次世代型教職員支援センターの所掌に属するものを除く。）」に改める。

第四条高校の特色づくり推進課の項第十三号中「県立高等学校」を「県立中学校及び県立高等学校」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号の次に次の二号を加える。

十三 県立中学校の設置及び廃止に関すること。

十四 県立中学校の教育活動における管理及び運営に関すること。

第四条学ぶ力はぐくみ課の項第二号及び第三号中「県立中学校及び」を削り、同項中第五号及び第六号を削り、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「県立中学校及び」を削り、同号を同項第九号とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。